

もっとベジ食べるプロジェクト・おいしく減らソルトプロジェクト事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、白井市食育推進計画に基づき、健康的な食生活を実践できる市民を増やすため、野菜摂取や減塩を促す取組を行う販売店等を協賛店として登録する「もっとベジ食べるプロジェクト」及び「おいしく減らソルトプロジェクト」事業（以下「野菜・減塩プロジェクト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「販売店」とは、本市内に住所を有し、食品衛生法により営業許可を受けている店舗とし、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、弁当店、惣菜店、量販店、小売店等、食品及び調理済みの食品を不特定多数の利用客に販売する店舗をいう。

(登録基準)

第3条 野菜・減塩プロジェクトの協賛店は、別表の登録基準の要件を満たす販売店とする。

(周知)

第4条 市長は、広報及び市ホームページ等により野菜・減塩プロジェクトについて周知するものとする。

(申込み)

第5条 野菜・減塩プロジェクトの申込みをしようとする者は、野菜・減塩プロジェクト申込書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(審査及び登録)

第6条 市長は、前条の申込書の提出があった場合は、当該販売店の別表に掲げる取り組み状況を確認し、適切と認めるときは、野菜・減塩プロジェクト登録台帳（別記第2号様式）（以下「台帳」という。）に記載し、登録した店舗（以下「協賛店」という。）に対して、野菜・減塩プロジェクト登録証（別記第3号様式）、登録ポスター（別記第4号様式）、ミニのぼり旗（別記第5号様式）、を交付するものとする。

2 市長は、協賛店の名称、所在地等の情報を市ホームページ等に掲載し、市民に提供するものとする。

(協賛店の役割)

第7条 前条により、協賛店は、野菜・減塩プロジェクトに関する次の事項を実施及び協力するものとする。

- (1) 野菜・減塩プロジェクト登録証を店内に掲示する。
- (2) 野菜・減塩プロジェクト申込書に記入した取り組みを実施する。
- (3) 市のホームページ又は広報等への掲載に協力する。
- (4) 市が実施する野菜・減塩プロジェクトに関する調査へ協力する。

(登録内容の変更)

第8条 野菜・減塩プロジェクトの変更を届出しようとする者は、野菜・減塩プロジェク

ト変更届（別記第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更届の提出があった場合は、当該変更の内容を確認し、適切と認めるときは、台帳及び市ホームページ等の掲載内容を変更するものとする。

3 市長は、登録証に変更が生じる場合は、新たに登録証を交付することとする。

（登録の辞退）

第9条 野菜・減塩プロジェクトの辞退を届出しようとする者は、野菜・減塩プロジェクト辞退届（別記第7号様式）を市長に提出し、野菜・減塩プロジェクト登録証、ステッカー及びミニのぼり旗を返却するものとする。

2 市長は、協賛店が廃業等により本プロジェクトの継続実施が困難であると認められるとき又は第3条で規定する登録基準に適合しなくなったと認められるときは、前項の規定による辞退届の提出があったとみなし、必要に応じて協賛店と協議の上、手続きを準用する。

3 市長は、第1項の辞退届の提出があった場合及び前項の辞退届を提出したものとみなした場合、台帳及び市ホームページ等の掲載を削除するものとする。

（普及啓発等）

第10条 市長は、野菜・減塩プロジェクトの目的を達成するため、市民及び販売店等への普及啓発に努めるとともに、野菜・減塩プロジェクトに関する相談に対し必要な支援を行うものとする。

（関係団体等との連携）

第11条 市長は、野菜・減塩プロジェクト事業の実施に当たっては、白井市栄養士連絡会、食生活改善推進員協議会、農業関係者、食品衛生関係団体等との連携を図るとともに、円滑な事業の推進に努めるものとする。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年5月18日から施行する。

別表 野菜・減塩プロジェクト登録基準

(1) もっとベジ食べるプロジェクト

以下の①～③すべてを満たす店舗とする。④は任意とする。

①野菜及び野菜を使用した商品を販売している (例) 野菜、カット野菜、サラダ、惣菜、冷凍野菜、野菜たっぷり弁当など
②市が提供する野菜摂取を促すポップを(1)①の売り場に設置することができる (例) ポップ、スイングポップなど
③市が提供する野菜摂取を促す啓発物品を(1)①の売り場または情報コーナーなど、店舗内に設置することができる (例) リーフレット、レシピ、ポスターなど
④【任意】その他、野菜摂取向上に関する取組みを行っている (例) 1皿分(70g以上)の野菜を使用したサラダ・惣菜などを提供している 1食分(120g以上)の野菜を使用した弁当などを提供している 市広報やホームページに掲載可能な野菜たっぷりレシピ(70g以上)がある 地産地消(白井産・千葉県産の野菜等の取扱い)をしている その他、野菜摂取向上や食育に関する取組みをしている

(2) おいしく減らソルトプロジェクト

以下の①～③すべてを満たす店舗とする。④は任意とする。

①減塩商品及び減塩に効果的な食品を販売している (例) 減塩商品：減塩の塩・醤油・みそ・スープ・レトルト食品・惣菜・弁当など 減塩に効果的な食品：香辛料、だし、香味野菜、ハーブなど
②市が提供する減塩を促すポップを(2)①の売り場に設置することができる (例) ポップ、スイングポップなど
③市が提供する減塩を促す啓発物品を(2)①の売り場または情報コーナーなど、店舗内設置することができる (例) リーフレット、レシピ、ポスターなど
④【任意】その他、減塩の推進に関する取組みを行っている (例) 1人分(1品)の食塩相当量が1.2g以下の惣菜などを提供している 1食分の食塩相当量が、3g以下の減塩弁当などを提供している 市広報やホームページに掲載可能な減塩レシピ(1.2g以下)がある その他、減塩や食育に関する取組みをしている